

高取町地域防災対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域における防災対策、自主防災組織の結成及び活動を支援し、災害に強いまちづくりを推進し、防災意識を向上させるため、町内の自治会（高取町自治会は除く。）又は自治会に設置される自主防災組織に対し、防災対策に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高取町補助金等交付規則(平成14年3月高取町規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織であって町長に対し結成の報告を行ったものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下『補助団体』という。）は、一つの自治会に対し、次の各号のいずれかとする。

(1) 自治会

(2) 自主防災組織

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費として、1年度あたり50,000円を限度とする。

2 前項の規定に加え、自主防災組織を設置している場合は、同項に規定する額に100,000円を加算し、150,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助団体は、地域防災対策補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）又はこれに代わる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助団体に対し、地域防災対策補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。この場合において、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（記載事項変更の承認）

第8条 補助団体は、補助金の交付の決定を受けた事業計画について変更しようとするときは、速やかに、地域防災対策補助事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）又はこれに代わる書類
- （3）その他町長が必要と認める書類

2 前項ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）補助事業の内容の著しい変更
- （2）補助対象経費の20%を超える変更

（検査及び指示）

第9条 町長は、補助団体が補助金の交付の決定を受けた場合において、当該補助団体に対し、必要な指示を行い、報告書の提出を求め、又は書類帳簿等の検査をすることができる。

（事業実績の報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助団体は、補助事業が完了したときは、速やかに、地域防災対策補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第7号）
- （2）収支決算書（様式第8号）又はこれに代わる書類
- （3）請求書又は納品書の写し
- （4）領収書の写し
- （5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域防災対策補助金交付額確定通知書（第9号様式）により当該補助団体に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、地域防災対策補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第6条後段の規定により町長が付けた条件に違反したとき。

（2）第7条の規定に違反したとき。

（3）第8条の規定による町長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

（4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行前に、自主防災組織に対して改正前の高取町自主防災組織補助金交付要綱により令和6年度自主防災組織補助金が交付されている場合については、当該自主防災組織に対して本要綱による地域防災対策補助金が交付されているものとする。ただし、令和6年度に限り、本要綱第5条に規定する金額までは追加申請をすることができるものとする。

別表(第3条関係)

対象経費	品名等
防災用資機材の購入に要する経費	テント、拡声器、ジャッキ、バール、担架、リアカー、スコップ、トランシーバー、防災頭巾、ロープ、腕章、携行缶、バケツ、防災ラジオ、懐中電灯、土のう袋、マット、電池、発電機、投光器 その他防災用資機材
災害用備蓄品の購入に要する経費	アルファ米、保存水、救急セット、日用品セット、食器、ろうそく、マッチその他災害用備蓄品
防災用倉庫の購入に要する経費	防災用資機材又は災害用備蓄品を収納するための倉庫
防災訓練の実施に要する経費	事務用品、燃料、チラシ作成、飲料、筆記用具、資機材の借上げ、炊き出し用品、講師謝礼その他 防災訓練の実施に必要となるもの
その他自主防災組織の結成及び活動に要する経費	町長が必要と認めるもの